

フッ化物洗口剤の情報提供・指導の留意事項について

平成 27 年 10 月
日本薬剤師会

平成 27 年 3 月 13 日に要指導医薬品として承認されましたフッ化物洗口剤は日本歯科医師会がむし歯の予防推進の目的に奨めているもので、薬局・店舗の薬剤師による適正な情報提供に基づいた販売が必要です。

つきましては、以下の点に留意して適切な指導・販売を行うよう、お願い申し上げます。

- ① 使用対象者が 4 歳以上であっても、「洗口（ブクブクうがい）がしっかり行えるか」を確認すること。
- ② 本剤の使用に際しては添付文書や説明文書に基づき、適正な指導を行なうこと。
- ③ むし歯予防のためには、当該フッ化物洗口剤の使用だけでなく、歯みがき（ブラッシング）および糖分の適切なコントロールが必要である旨の情報提供も併せて行うこと。
- ④ 本剤を間違えて過量に飲んでしまい、嘔吐や腹痛などの症状が現れた場合、牛乳を飲む（又は水を飲んで希釈する）こと等の適切な処置方法を指導すること。
- ⑤ 口腔内や歯に異常を感じた場合は、歯科医療機関への受診勧奨を行うこと。
また、むし歯や歯周病等の予防の観点から、定期的に歯科医療機関を受診し、健診や保健指導を受けるよう情報提供に努めること。